

返戻金制度について

当該職業紹介事業所の紹介により就職した者が、本人及び当該職業紹介事業者の責めに帰すべき事由により就職後３月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料（成功報酬）を下記の規定に基づき返金いたします。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当該事業所の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

返戻金規定

２週間以内に退職した場合	手数料（成功報酬）の 7 0 %
１か月以内に退職した場合	手数料（成功報酬）の 5 0 %
３か月以内に退職した場合	手数料（成功報酬）の 2 0 %

事業所の名称 長崎県青果移出商業協同組合 有料職業紹介所

事業所の所在地 長崎県雲仙市吾妻町阿母名 9 番地 1